

# 長野県議会議員一般選挙の 投票について（お知らせ）

～ 転出・転入される皆様へ ～

平成31年4月7日(日)は、長野県議会議員一般選挙の投票日です。

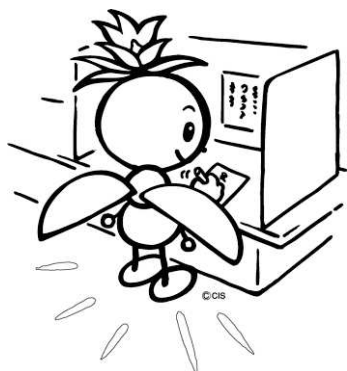
この選挙で投票できるのは県内の市町村の選挙人名簿に登録されている方です。  
今までお住まいの市町村から転出し、県内の他の市町村へ転入される方は、**転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なります**ので、裏面に記載した表をご覧ください、お間違えのないようにしてください。

旧住所地（登録されている住所地）での投票の場合、旧住所地に行かなくても、事前に投票用紙を取り寄せるなど所定の手続をお取りいただければ、新住所地で「不在者投票」ができますので、棄権せずに投票しましょう。

なお、旧住所地での投票や新住所地での不在者投票の場合には、**市町村長が発行する証明書※の提示等により、引き続き長野県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。**

※ 証明書とは、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をいい、最寄りの市町村で交付を受けることができます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に最寄りの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会におたずねください。



長野県選挙管理委員会  
市町村選挙管理委員会

未来のために  
みんなで投票!



平成31年4月7日（日）に長野県議会議員一般選挙が行われます。

最近、住所を異動された方は、投票できる市町村（選挙区）が変わることがありますので、次の表によりご確認ください。

	平成30年12月28日以前に 転入届をされた方	平成30年12月29日以降に 転入届をされた方
長野県内の他の市町村から 転入された方	新住所地で 投票できる (新住所地の選挙区)	旧住所地で 投票できる※ (旧住所地の選挙区)
他の都道府県から 転入された方		投票できない

※ 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、引き続き長野県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。「期日前投票」を行う際も同様です。

### 注 意

- 平成30年12月29日以後、長野県内の市町村間で住所を異動された方は、旧住所地（選挙区は旧住所地の属する選挙区）で投票を行うこととなります。ただし、旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
- 旧住所地で投票する際には、市町村長が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」を提示する等の方法により、引き続き長野県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。この証明書は、最寄りの市役所、町村役場の市民課（又は住民課等）で交付を受けることができます。
- 投票できるかどうか不明な場合には、最寄りの市町村選挙管理委員会におたずねください。